

水道事業等の認可等の手引き

(令和元年9月版)

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

0	水道事業等の認可等の手引きについて	5
1	事業認可に際しての留意事項	5
1-1	認可基準	5
	(1) 一般の需要への適合	
	(2) 計画の確実性と合理性	
	(3) 施設基準への適合	
	(4) 給水区域の重複の排除	
	(5) 供給条件の要件	
	(6) 経理的基礎の確実性	
	(7) 公益性	
1-2	創設認可	7
1-3	変更認可	7
	(1) 給水区域の拡張	
	(2) 給水対象の増加	
	(3) 給水人口の増加	
	(4) 給水量の増加	
	(5) 水源の種別の変更	
	(6) 取水地点の変更	
	(7) 浄水方法の変更	
1-3-1	変更認可を要しない軽微な変更の取扱い	13
1-4	広域連携における認可の取扱い	17
1-4-1	他の水道事業等の全部譲り受けに伴う変更の取扱い	17
1-4-2	他の水道事業等の全部譲り受けに伴う創設認可の取扱い	18
1-5	官民連携における認可の取扱い	19
1-6	分水、区域外給水への対応	20
1-7	認可の取消し	21
2	事業認可に係る審査上の基本事項	22
2-1	申請書	22
2-2	事業計画書	22
2-2-1	給水区域、給水人口及び給水量（水道用水供給事業にあつては、給水対象及び給水量）	22
2-2-2	水道施設の概要	22
2-2-3	給水開始の予定年月日	23
2-2-4	工事費の予定総額及びその予定財源	23
2-2-5	給水人口及び給水量の算出根拠	23
2-2-6	経常収支の概算	24

2-2-7	料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件	25
2-2-8	その他厚生労働省令で定める事項	25
	(1) 工事費の算出根拠	
	(2) 借入金の償還方法	
	(3) 料金の算出根拠	
	(4) 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法	
2-3	工事設計書	26
2-3-1	一日最大給水量及び一日平均給水量	26
2-3-2	水源の種別及び取水地点	26
2-3-3	水源の水量の概算及び水質試験の結果	26
2-3-4	水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造	27
2-3-5	浄水方法	27
2-3-6	配水管における最大静水圧及び最小動水圧	28
2-3-7	工事の着手及び完了の予定年月日	28
2-3-8	その他厚生労働省令で定める事項	28
	(1) 主要な水理計算	
	(2) 主要な構造計算	
2-4	その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む)	29
2-4-1	地方公共団体以外の者である場合は、水道事業等の経営を必要とする理由を記載した書類	29
2-4-2	地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業等の経営に関する意思決定を証する書類	29
2-4-3	市町村以外の者である場合は、法第6条第2項の同意を得た旨を証する書類	29
2-4-4	取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類	29
2-4-5	地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約	31
2-4-6	給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図	31
2-4-7	水道施設の位置を明らかにする地図	31
2-4-8	水源の周辺の概況を明らかにする地図	32
2-4-9	主要な水道施設(「2-4-10 導水管きよ、送水管及び主要な配水管(水道事業に限る。)の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図」に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	32

2-4-10	導水管きょ、送水管及び主要な配水管（水道事業に限る。）の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図.....	33
2-5	水道台帳の提出について	33
3	休止又は廃止の許可に際しての留意事項.....	34
3-1	許可基準.....	34
3-2	休止又は廃止の許可.....	34
3-2-1	事業の全部譲り渡しに伴う廃止の取扱い.....	35
4	休止又は廃止の許可に係る審査上の基本事項	36
4-1	申請書.....	36
4-2	休廃止計画書.....	36
4-3	公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類	37
4-4	休止又は廃止する区域を明らかにする地図	39
4-5	市町村に協議したことを示す書類.....	39
5	都道府県が処理する事務	40
5-1	令第14条に係る都道府県が処理する事務.....	40
5-2	令第15条に係る都道府県が処理する事務.....	41

0 水道事業等の認可等の手引きについて

水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）を経営するに当たっては、水道法（以下「法」という。）に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事の認可を要する。また、水道事業等を全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合には、厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を要する。この認可等に関する申請や審査等についての厚生労働省医薬・生活衛生局水道課の基本的な考え方を認可等の手引きとして取りまとめた。なお、それぞれの水道事業等によって地域の実情、歴史的な沿革等は千差万別であり、実態を踏まえて、事業ごとに適切に運用することとする。

1 事業認可に際しての留意事項

1-1 認可基準

水道事業等の認可基準は、水道事業については法第8条、水道用水供給事業については法第28条に規定されているところである。

[水道事業：法第8条]

[水道用水供給事業：法第28条]

(1) 一般の需要への適合

水道事業は、公共の福祉、利益の増進に資する観点から、特定の者の需要あるいは一時的な需要その他の個別的な事情のみに基づいて行われるものではなく、需要者の意向を勘案し、不特定多数の者の需要に対応するものでなければならない。この場合、水道事業は、継続的事业であるから、相当長期にわたる将来を見通しての需要にも対応できるものでなければならない。また、供給される水の料金が国民経済上妥当なものであり、需要者の欲する程度に合致するものであることを含むものである。

[水道事業：法第8条第1項第1号、水道法施行規則（以下「規則」という。）第5条]

(2) 計画の確実性と合理性

水道事業の計画は確実に実施されるもので、かつ、技術的、財政的観点等から合理的でなければならない。水道の事業計画は、水道の基盤の強化に関する施策に基づいて策定されるのが望ましいが、このような計画がない場合においても、計画の全般にわたり、的確性、実現可能性、経済性等の広い観点から、その確実性と合理性を確保する必要がある。

[水道事業：法第8条第1項第2号、規則第6条各号]

[水道用水供給事業：法第28条第1項第1号、規則第51条の2各号]

(3) 施設基準への適合

水道施設が法第5条の施設基準（水道施設の技術的基準を定める省令を含む。）に適合し、所要の水道水の供給を行えるかどうかの確認を行うものである。

[水道事業：法第5条各項、第8条第1項第3号]

[水道用水供給事業：法第5条各項、第28条第1項第2号]

(4) 給水区域の重複の排除

水道事業の地域的独占経営を認めて重複投資を避け、事業の計画的経営を可能にする趣旨で規定されたものである。なお、専用水道が当該水道事業の給水区域内に存在する場合において、当該専用水道を給水区域から除外する必要はない。

[水道事業：法第8条第1項第4号]

(5) 供給条件の要件

水道事業の供給条件の具体的内容は、水道事業者が地域的、社会的諸条件に応じて自主的に、また、需要者に対してあらかじめ一方的に定めるものであるため、需要者の利益を保護する趣旨から、法第14条第2項各号に規定する要件に適合しなければならない。即ち、

- ①料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること
- ②料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること
- ③水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること
- ④特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと
- ⑤貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていることの各要件に供給条件が適合していること

である。

供給条件は、社会情勢、地域の実情等に鑑み、一定の期間において、必要に応じ、見直しが行われるべきである。特に、水道料金の算定に当たっては、料金体系、原価の配賦方法等について慎重な検討が必要であるとともに、今後、水道施設の更新需要が急速に増加することを踏まえ、将来の更新需要も見据えた検討が必要である。法第22条の4第2項の規定により事業に係る収支の見通しの作成が努力義務とされていることを踏まえ、水道料金における料金原価は、規則第17条の4第1項の規定により更新需要を含めて試算した事業に係る長期的な収支に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定したものであって、かつ、当該期間ごとの適切な時期に見直しが行われているものであることが望ましい。

なお、事業統合に伴い一時的に料金格差が生じる場合でも、住民に客観的かつ合理的な説明が出来る範囲内で過渡期を設定し、料金格差の是正に努める必要がある。

一方、水道用水供給事業は、不特定多数の需要者に対する給水を行うわけではないことから、料金は受水事業者との給水契約の定めるところに委ねられているが、受水事業者におけ

る水道料金の急騰や高料金化を招くこととならないよう、料金の算定方法、料金体系等の面から、十分な考慮が払われるべきである。

[水道事業：法第8条第1項第5号、法第14条]

(6) 経理的基礎の确实性

地方公共団体（普通地方公共団体（都道府県及び市町村）のほか、特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財政区及び地方開発事業団に区分）を含む）以外の者が水道事業等を行おうとする場合、事業経営の恒久的な遂行に必要な資金の調達及び返済の能力並びに料金収入、運転管理費等に関する収支の見通しが确实かつ合理的なものであるかの確認を行うものである。

[水道事業：法第8条第1項第6号、規則第7条]

[水道用水供給事業：法第28条第1項第3号、規則第51条の3]

(7) 公益性

(1)～(6)に掲げた基準の補完基準であって、その申請内容が上述のほか公共の福祉、利益の増進に資するものかどうかの判断を加えるときの基準である。

[水道事業：法第8条第1項第7号]

[水道用水供給事業：法第28条第1項第4号]

1-2 創設認可

水道事業等を新たに経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を要する。水道事業においては、市町村経営を原則としており、市町村以外の者（私企業者のほか、都道府県等も含まれる）が経営しようとする場合、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営営することができるものとしている。

また、都道府県が処理する事務については、「5 都道府県が処理する事務」を参照すること。

[水道事業：法第6条]

[水道用水供給事業：法第26条]

1-3 変更認可

水道事業等において、事業内容を変更しようとする場合には認可が必要となる場合がある。変更認可が必要となる事業内容の変更とは、法第10条第1項柱書及び第30条第1項柱書の規定により、既認可の事業内容の変更のうち表1-1に示す範囲である。

表 1-1 変更認可が必要となる事業内容の変更

事業形態 範囲	水道事業	水道用水 供給事業
(1) 給水区域の拡張	○	—
(2) 給水対象の増加	—	○
(3) 給水人口の増加	○	—
(4) 給水量の増加	○	○
(5) 水源の種別の変更	○	○
(6) 取水地点の変更	○	○
(7) 浄水方法の変更	○	○

※上記の範囲のうち、軽微な変更として届出で足りる場合がある。
 詳細は「1-3-1 変更認可を要しない軽微な変更の取扱い」
 を参照すること。

なお、変更認可には、創設認可における法第7条から第9条までの規定が準用され、当該認可に係る審査は計画目標年次（年度）までの全体の事業計画等について行われるものである。例えば、取水地点の変更認可に当たっても、変更後の給水人口、給水量等を含む事業計画全体について認可を受けることとなる。

[水道事業：法第10条第1項、第2項]

[水道用水供給事業：法第30条第1項、第2項]

ただし、次の①、②に該当する変更にあつては、変更認可ではなく、届出なければならぬとしており、詳細は「1-3-1 変更認可を要しない軽微な変更の取扱い」及び「1-4-1 他の水道事業の全部譲り受けに伴う変更の取扱い」を参照すること。

① 厚生労働省令で定める軽微な変更（規則第7条の2）

② 他の水道事業等の全部を譲り受けることに伴う変更

[水道事業：法第10条第1項、第3項]

[水道用水供給事業：法第30条第1項、第3項]

また、都道府県が処理する事務については、「5 都道府県が処理する事務」を参照すること。

変更認可が必要となる事業内容の変更は、次のとおりである。

(1) 給水区域の拡張

給水区域は、該当地域の将来における水の需要や水道施設の整備状況を勘案して合理的に設定されたものでなければならない。

水道事業者は、給水区域外の需要者（専用水道、工場等を含む。）に対して給水を行おうとするときは、当該需要者を給水区域に含むよう、あらかじめ給水区域の拡張について変更認可を受けなければならない。

その際、拡張しようとする給水区域が他の水道事業において給水が開始されている給水区域に含まれている場合は、給水区域の重複とならないよう、当該給水区域を縮小するための法第 11 条に規定する水道事業の一部廃止の許可を受けなければならない。詳細は「3 休止又は廃止の許可に際しての留意事項」を参照すること。

(2) 給水対象の増加

水道用水供給事業者は、既認可の事業計画で給水対象とされていない水道事業者に給水を行おうとする場合は、変更認可を受けなければならない。

なお、給水対象である水道事業者が給水対象ではない水道事業者と事業統合等を行うことは当該水道用水供給事業に係る「給水対象の増加」に該当しない。従って、当該水道用水供給事業者について、法第 30 条第 1 項柱書の規定のいずれにも該当しない場合、変更認可を要しない。

(3) 給水人口の増加

「給水人口」とは、認可を受けた際に事業計画書に記載された計画給水人口をいう。水道事業者は、実際の給水人口が計画給水人口を上回るおそれがある場合には、あらかじめ給水人口の増加について変更認可を受けなければならない。

既認可の給水人口に対し、実際の給水人口が上回るかどうかの予測については、実績給水人口が事業計画に記載された各年度の給水人口を上回った場合、当初見込んでいなかった開発により給水人口の増加が予想される場合等において実施することが望ましい。

(4) 給水量の増加

「給水量」とは、認可を受けた際に事業計画書に記載された計画給水量をいう。需要の増加により計画給水量の範囲内では十分な給水が確保されないおそれがある場合には、あらかじめ給水量の増加について変更認可を受けなければならない。

既認可の給水量に対し、実際の給水量が上回るかどうかの予測については、実績給水量が計画給水量を上回った場合、実績給水人口が事業計画に記載された各年度の給水人口を上回った場合、当初見込んでいなかった開発により給水量の増加が予想される場合などにおいて実施することが望ましい。

(5) 水源の種別の変更

「水源の種別」とは、工事設計書に記載された水源の種別をいう。水源の種別の区分を変更しようとする場合や新たに既存水源と異なる水源を追加しようとする場合には、あらかじめ変更認可を受けなければならない。当該変更認可に係る審査では、変更後の水源の原水水質と浄水処理工程の関係を踏まえ、施設基準への適合についても確認する。

ここで、水源の種別は次のような区分が考えられる。

- ①河川水（自流水）
- ②湖沼水（自流水）
- ③ダム水（放流水を含む）
- ④伏流水（河川水が地下に伏流したもの）
- ⑤浅層地下水（第一不透水層より表層部の地下水）
- ⑥深層地下水（第一不透水層より深層部の地下水）
- ⑦湧水
- ⑧水道用水供給事業から供給を受ける水
- ⑨その他（海水、ため池等）

なお、水源の廃止は、水源の種別の変更には該当しないが、これに伴い既存水源と異なる水源を設ける場合は、変更認可を受けなければならない。

(6) 取水地点の変更

「取水地点」とは、工事設計書に記載され、かつ、水道施設の位置を明らかにする地図（規則第1条の2第1項第7号）に示された取水地点をいう。

取水地点の変更は、工事設計書等によって特定された地点を変更（取水地点を追加すること、予備水源を常時水源に変更することを含む。）する場合のほか、地下水にあつては採水層を変更する場合も含まれ、これらに該当する場合、あらかじめ変更認可を受けなければならない。当該変更認可に係る審査では、変更後の取水地点の原水水質と浄水処理工程の関係を踏まえ、施設基準への適合についても確認する。

なお、次に掲げる条件に該当する場合は、取水地点の変更に該当しない。

- 取水地点の廃止
- 同一の水道用水供給事業からの受水地点の変更及び追加
- 井戸について、水道施設の位置を明らかにする地図に示された取水地点と同じの範囲（地番、地先名、認可申請書添付書類等によって特定された地点が同一、）で、地下水の帯水層が変更前と同一の場合（図1-1参照）

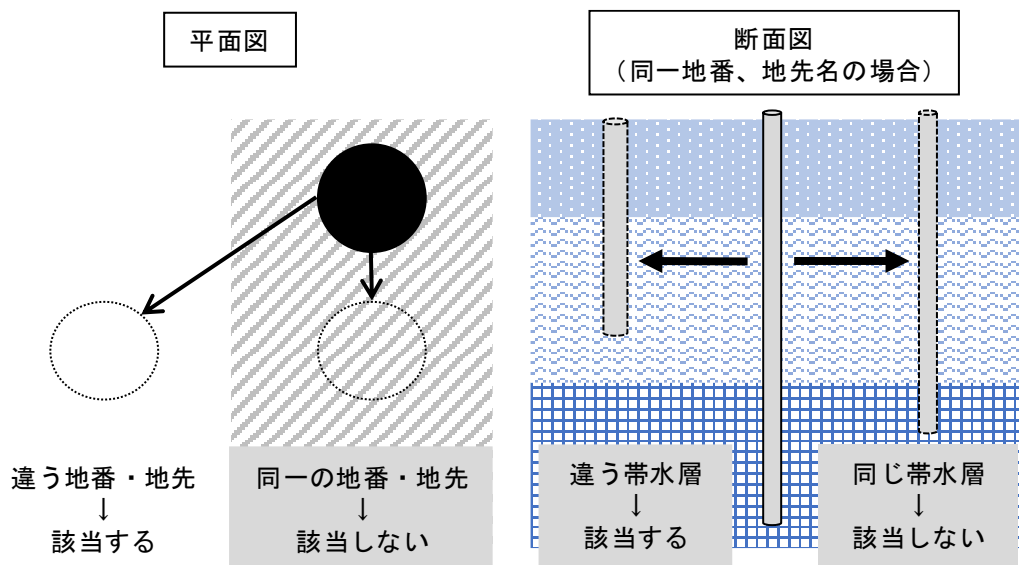


図 1-1 井戸における取水地点の変更に該当しない場合

ただし、水道事業者が新たに別の水道用水供給事業者から受水すること及びこれに伴い受水地点を追加する場合は、取水地点の変更及び水源の種別の変更に応ずるため、変更認可を受けなければならない。

また、井戸の深度を変えることによって、水源の種別が同時に変更される場合は、取水地点の変更とともに、水源の種別の変更にも該当する。

(7) 浄水方法の変更

「浄水方法」とは、工事設計書に記載された浄水処理の工程であって、浄水方法の変更とは、既認可の浄水処理工程に変更を加えること、又は当該施設の処理目的の変更や、大幅な設計諸元の変更を行うことである。

次に掲げる条件に該当する場合、あらかじめ、変更認可を受けなければならない。なお、条件に該当するか否かは、浄水施設ごとに判断する。(図 1-2 参照)

- ①既認可とは異なる方法の浄水処理工程に変更する場合
- ②既認可とは異なる方法の浄水処理工程を追加する場合 (pH 調整設備の追加を含む)
- ③既認可の浄水処理工程の一部に新たな工程を付加する場合
- ④水源と浄水処理工程の組み合わせを変更する場合
- ⑤既認可の浄水施設の処理目的 (処理対象物質等) を変更する場合
(例・遊離炭酸除去のためのエアレーション設備をトリクロロエチレン等の除去のために用いる場合)
- ⑥大幅な設計諸元の変更等により既認可の浄水施設の浄水処理能力又は浄水処理機能を変更する場合
(例・トリハロメタン前駆物質除去のため UF 膜を NF 膜に変更)

- ・ろ過速度を向上させるためUF膜をMF膜に変更
- ・沈殿速度を向上させるため沈殿池の分離装置を改造

なお、既設の沈殿池に傾斜板（管）を設置するなどの軽微な変更や粉末活性炭の人力による投入等特別な設備を設けずに臨時に行うものは除く）

⑦既認可の浄水処理工程の一部の工程を廃止する場合

⑧既認可の浄水処理工程の全部を廃止する場合（消毒のみにする場合）

※ただし、施設の統廃合等により、浄水施設を水源とあわせて廃止する場合は変更認可を要しない。

[水道事業：法第10条、規則第7条の2]

[水道用水供給事業：法第30条、規則第51条の4]

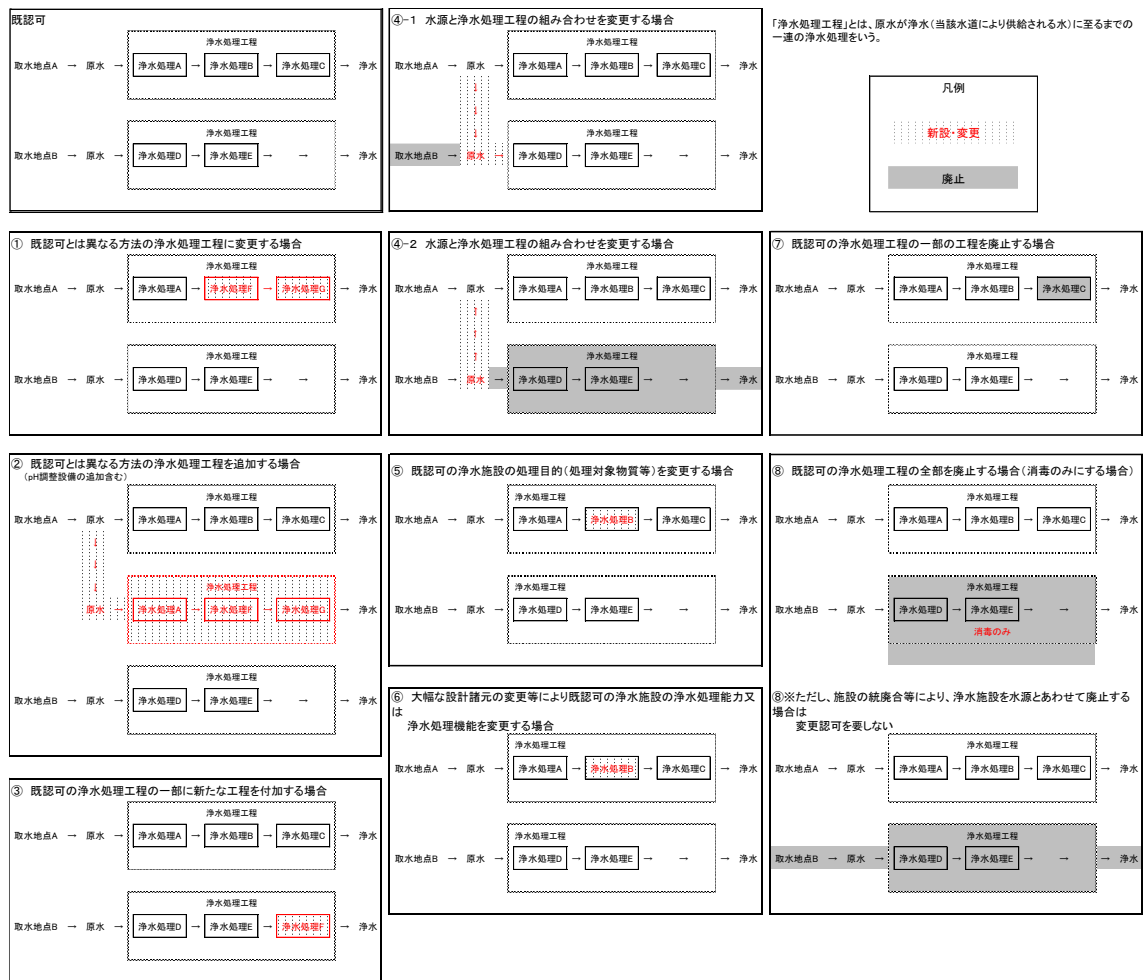


図1-2 浄水方法の変更（イメージ）

1-3-1 変更認可を要しない軽微な変更の取扱い

水道事業者等が事業内容を変更しようとする場合、軽微な変更については変更認可を必要とせず、届出となる。軽微な変更とは、法第10条第3項（規則第7条の2）、法第30条第3項（規則第51条の4）の規定による事業内容の変更のうち、次のいずれかの変更である。ただし、（1）～（3）の複数の変更に該当する場合は、変更認可が必要となる。

（1）給水区域の拡張又は給水人口（水道用水供給事業にあつては給水対象）若しくは給水量の増加に係る変更

【水道事業】

次に掲げる①～④の条件を全て満たす場合に限る。ただし、給水人口のみが増加する（給水量には変更がない）場合には③を満たす必要はない。

- ①水道施設（送水施設（内径250mm以下の送水管及びその付属設備（ポンプを含む。））及び配水施設を除く。）の整備を伴わない
- ②変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しない
- ③変更後の給水人口と認可給水人口（直近で他の事業の全部譲り受けに伴う変更の届出を行っている場合は、変更後の給水人口）の差が認可給水人口の10分の1以下
- ④変更後の給水量と認可給水量の差が認可給水量（直近で他の事業の全部譲り受けに伴う変更の届出を行っている場合は、変更後の給水量）の10分の1以下

【水道用水供給事業】

次に掲げる条件を満たす場合に限る。

- 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量（直近で他の事業の全部譲り受けに伴う変更の届出を行っている場合は、変更後の給水量）の10分の1以下

[水道事業：規則第7条の2第1号]

[水道用水供給事業：規則第51条の4第1号]

（2）浄水方法の変更

次に掲げる特定の浄水施設を用いる浄水方法への変更に限る。（技術的知見が確立し、一般的に知識や経験が蓄積されている浄水方法への変更）

- ①普通沈殿池
- ②薬品沈殿池
- ③高速凝集沈殿池
- ④緩速ろ過池
- ⑤急速ろ過池
- ⑥膜ろ過設備
- ⑦エアレーション設備

⑧除鉄設備

⑨除マンガン設備

⑩粉末活性炭処理設備

⑪粒状活性炭処理設備

※⑩、⑪については、変更前の浄水処理工程に追加整備する場合に限る

[水道事業：規則第7条の2第2号]

[水道用水供給事業：規則第51条の4第2号]

(3) 取水地点の変更

河川水を水源とする取水地点の変更であって、次に掲げる事由等により、現在の取水地点と変更後の取水地点までの区間(特定区間)における原水の水質が大きく変わるおそれがないものに限る。

①特定区間に流入する河川がないとき

②特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき

[水道事業：規則第7条の2第3号]

[水道用水供給事業：規則第51条の4第3号]

「1-3 変更認可」及び「1-3-1 変更認可を要しない軽微な変更の取扱い」に示した取扱い等について、図1-3及び図1-4にまとめる。

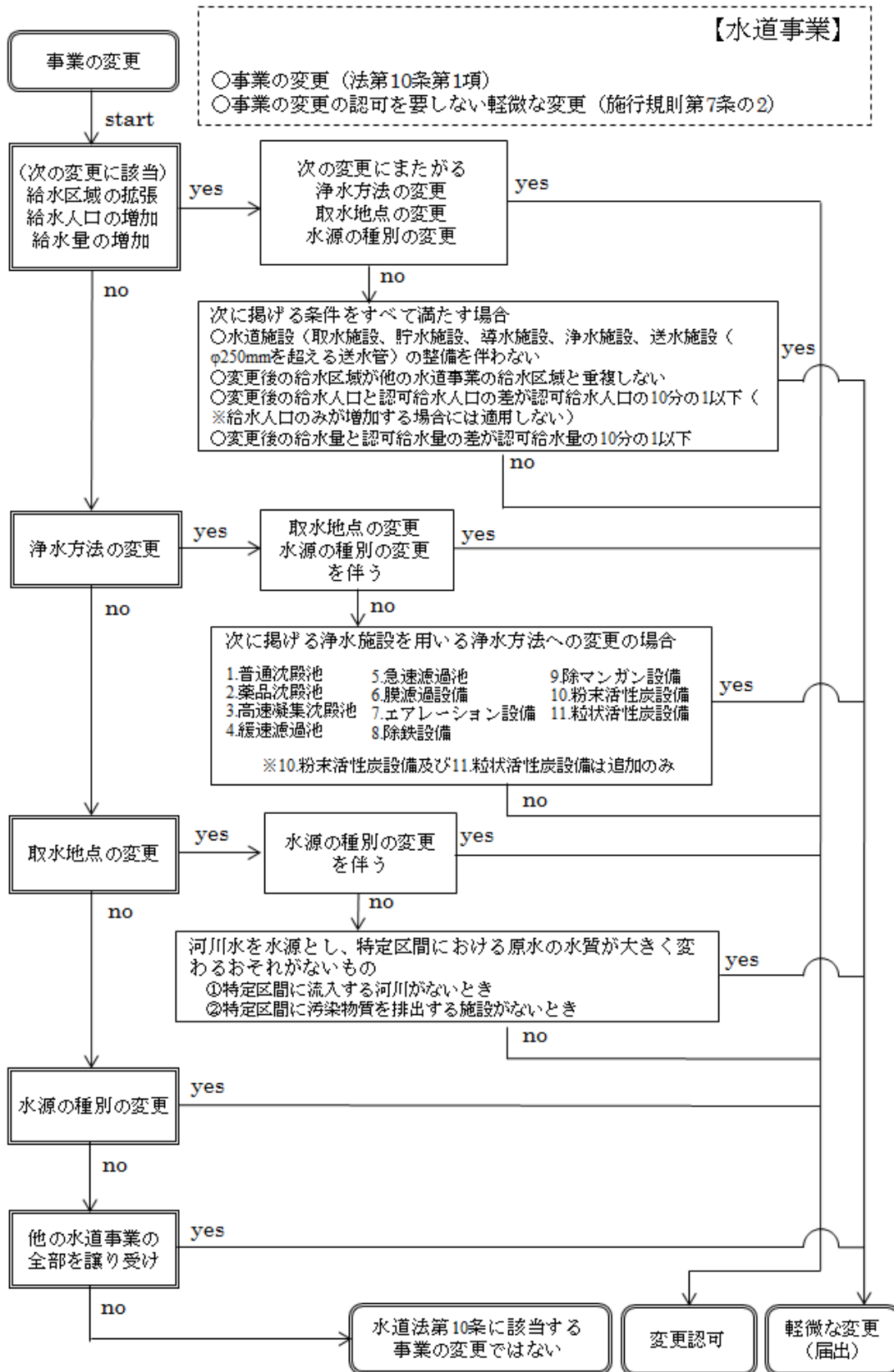


図1-3 【水道事業】変更認可・軽微な変更の取扱いフロー

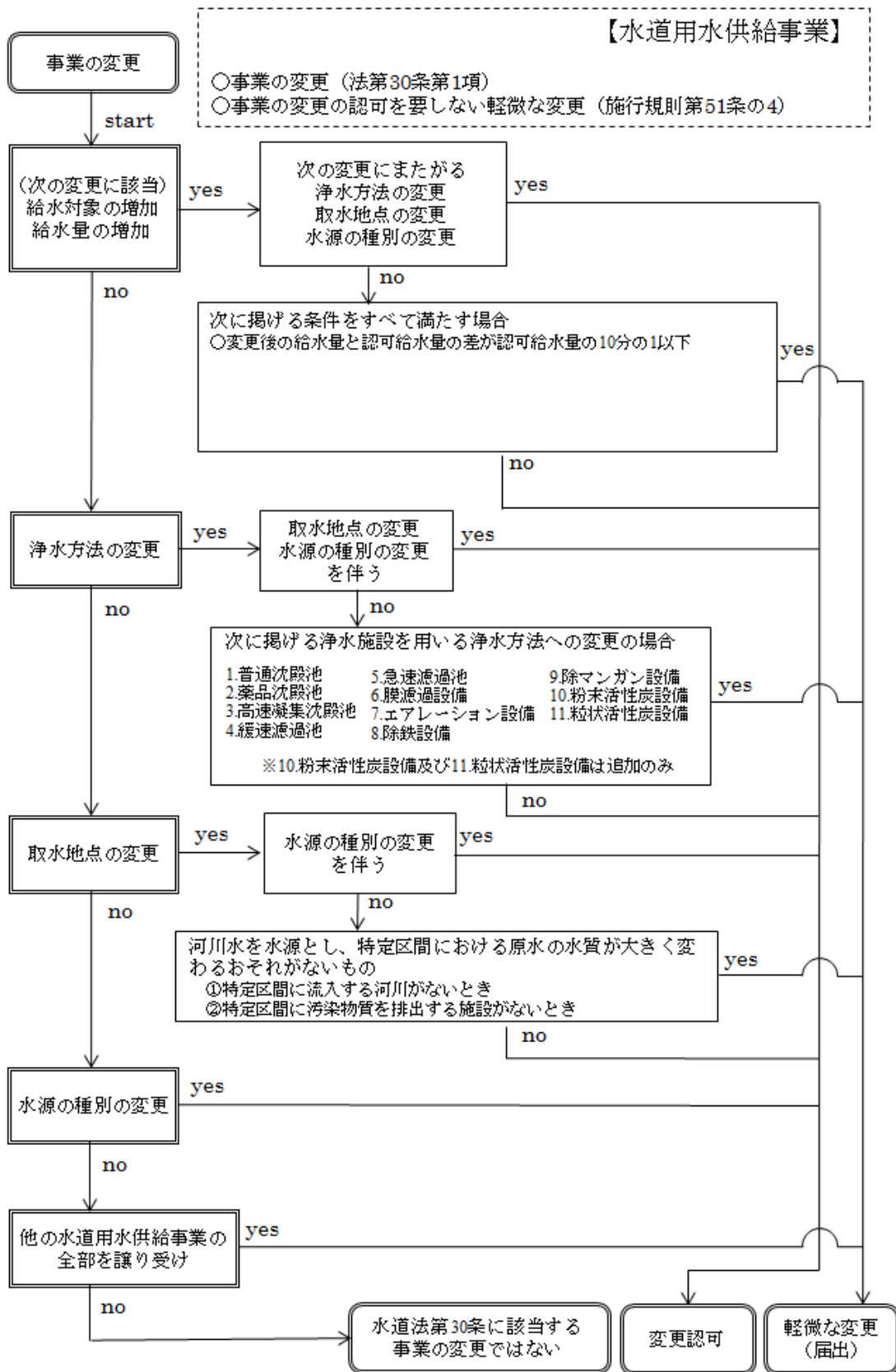


図 1 - 4 【水道用水供給事業】 変更認可・軽微な変更の取扱いフロー

1-4 広域連携における認可の取扱い

人口減少社会の到来により水道事業等を取り巻く経営環境の悪化が予測される中で、将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするためには、広域連携の推進が重要であり、具体的な広域連携の形態として、事業統合、経営の一体化（同一の経営主体が複数の水道事業等を経営）等が考えられる。

広域連携の推進の観点から、それぞれの事業内容の変更を伴わずに他の水道事業等の全部を譲り受ける場合は、認可を必要とせず届出で足りる場合や提出書類が簡素化される場合がある。併せて、事業の全部を他の水道事業等を行う水道事業者等に譲り渡すことにより廃止する場合についても、許可を必要とせず届出で足りる場合がある。

これらの規定の活用に当たっては、直近の認可の内容を基準として、広域連携の具体的内容、経営主体等を踏まえて判断する。

1-4-1 他の水道事業等の全部譲り受けに伴う変更の取扱い

広域連携において、水道事業等を経営している者が他の水道事業等の全部を譲り受けることに伴って既認可の事業内容を変更しようとする場合は、変更認可を必要とせず届出となる。併せて、譲り渡す水道事業者等が事業の全部を廃止するに当たっては、厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を必要とせず、届出となる。詳細は「3 休止又は廃止の許可に際しての留意事項」を参照すること。

また、他の事業の全部譲り受けに当たり、譲り渡す水道事業者等と合併する等により一部事務組合、広域連合等の新たな法人格を設立する場合は、創設認可を要する。詳細は「1-4-2 他の水道事業等の全部譲り受けに伴う創設認可の取扱い」を参照すること。

なお、他の事業の全部を譲り受ける場合であっても、法第10条第1項柱書及び第30条第1項柱書に規定する事業内容の変更を伴う場合は、通常の変更認可を受けなければならない。また、変更する事業内容が「1-3-1 変更認可を要しない軽微な変更の取扱い」のいずれかに該当する場合は、届出となり、当該届出に添付する書類が必要となる。

当該変更に係る給水区域については、各事業の給水区域を併せたものとする。また、給水人口及び給水量の審査は次に掲げる方法のいずれかで行うこととし、各事業の規模等を勘案し、適切な方法を選択すること。

(1) 水需要予測の実施

過去の実績及び社会経済情勢の推移を反映した事業計画及び施設規模等を導くことにより、持続可能な水道を実現するという観点から、水需要予測を行うことが最も望ましい。水需要予測を実施する場合は、変更前の事業単位で行うことが一般的であるが、変更前の事業数が多く、かつ適切に水需要予測を行うことが出来ると判断できる場合には複数の事業をまとめて水需要予測を行うこともできる。

(2) 事業計画の活用

変更前の各事業の事業計画に記載された各年度の給水人口、給水量を足し合わせたものとしても差し支えない。その際の算出方法としては、各事業の事業計画における計画目標年次（年度）が一致していない場合、最も遠い計画目標年次（年度）を変更後の事業計画における計画目標年次（年度）とし、この間の他の事業計画における各年度の給水人口及び給水量はそれぞれの計画目標年次（年度）における値と同値と仮定して、変更後の事業計画における各年度の給水人口及び給水量を算出する。なお、最も遠い計画目標年次（年度）も譲り受ける年度以前となる場合は、変更後の事業計画における計画目標年次（年度）を譲り受ける年度の翌年度とし、同様に各年度の給水人口及び給水量を算出する。

(3) 認可給水人口、認可給水量の活用

(1) 及び (2) により難しい場合、各事業の認可給水人口及び認可給水量を単純に足し合わせたものでも可能とする。その際、規則第 8 条の 2 第 2 項第 1 号ニに掲げる給水人口及び給水量の算出根拠については単純に足し合わせる方法とした旨を簡潔に記述する。

[水道事業：法第 10 条第 1 項第 2 号]

[水道用水供給事業：法第 30 条第 1 項第 2 号]

1-4-2 他の水道事業等の全部譲り受けに伴う創設認可の取扱い

広域連携において、新たに設立された法人格等が水道事業等を経営しようとする場合であって、他の水道事業等の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、創設認可を要する。併せて、被統合水道事業等が事業の全部を廃止するに当たっては、厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。詳細は「3 休止又は廃止の許可に際しての留意事項」を参照すること。

また、水道事業等を経営している者が、経営の一体化に伴い他の事業を譲り受けて複数の水道事業等を経営しようとする場合や、垂直統合に伴い事業を譲り受けて新たに水道事業を経営しようとする場合も同様に、創設認可が必要となる。

当該認可に係る審査は以下のとおり行う。なお、当該創設認可の申請に併せて、法第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に規定する事業内容の変更を伴う場合(軽微な変更を含む)は、通常の創設認可に係る審査が必要となる。

(1) 事業計画書関係

①給水区域、給水人口及び給水量（法第 7 条第 4 項第 1 号）

給水区域、給水人口及び給水量の取扱いについては、「1-4-1 他の水道事業等の全部譲り受けに伴う変更の取扱い」に準じる。

②工事費の算出根拠、借入金の償還方法（規則第 2 条第 1 号及び第 2 号）

「被統合水道事業者等の既認可申請書に添付した工事費の算出根拠及び借入金の償還

方法の通り」である旨を記述するのみで差し支えない。また、各被統合水道事業者等の既認可計画に係る申請年月日及び認可年月日をそれぞれ記入する。

(2) 工事設計書関係

主要な水理計算、主要な構造計算（規則第4条第1号及び第2号）

「被統合水道事業者等の既認可申請書に添付した水理計算書及び構造計算書の通り」である旨を記述するのみで差し支えない。また、各被統合水道事業者等の既認可計画に係る申請年月日及び認可年月日をそれぞれ記入する。

[水道事業：規則第1条の2第2項]

[水道用水供給事業：規則第49条第2項]

また、当該創設認可の申請者が地方公共団体である場合は、規則第1条の2第2項及び規則第49条第2項の規定により簡素化し、次の添付書類を不要としている。

- ・取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類（規則第1条の2第1項第4号）
- ・水源の周辺の概況を明らかにする地図（規則第1条の2第1項第8号）
- ・主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図（規則第1条の2第1項第9号）
- ・導水管きょ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図（規則第1条の2第1項第10号）

[水道事業：規則第1条の2第2項]

[水道用水供給事業：規則第49条第2項]

1-5 官民連携における認可の取扱い

官民連携は、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つであり、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要である。

連携形態に応じて、民間事業者が水道事業経営の認可を取得する必要が生じることが考えられる場合があり、次に掲げる取扱いのほか、民間事業者の担う業務の範囲等を踏まえて判断する。

(1) 水道施設運営等事業

法第24条の4の規定により、地方公共団体である水道事業者等が、水道事業者としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等であって、当該水道施設の利用に係る料金を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業）に係る公共施設等運営権を民間事業者を設定できるとされている。この場合、水道施設運営権を有する者が水道施設運営等事業を実施する場合には、水道事業経営の認可を必要とせず、当該水道事業者等は事業の休廃止の許可を受けるこ

とを要しない。

(2) その他

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）に基づき、水道も含む公共施設等の設計、建設、維持管理、修繕等の業務について民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する場合がある。民間資金法に基づく事業方式では「経営・計画」業務への対応も可能であるが、この場合、民間事業者が水道事業の認可を受ける必要が生じることが考えられる。

また、地方公共団体である水道事業者等が、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者制度を活用して、所有する水道施設の管理に関する業務を民間事業者に実施させる場合がある。指定管理者制度には料金の収受の方法として、「利用料金制」（条例で定められた基本的枠組みに従い、地方公共団体の承認を得ることにより指定管理者が利用料金を設定し、収受する方式）がある。この場合、基本的には水道事業の经营主体は指定管理者となるため、指定管理者において水道事業の認可を取得する必要があると考えられる。

ただし、いずれも、地方公共団体、民間事業者のどちらが水道事業者等に該当するのかについて、個々の具体的事業に基づき判断する必要がある。

1-6 分水、区域外給水への対応

他の水道事業者への浄水の分水及び他の水道事業の給水区域内の需要者への区域外給水（以下「分水等」という。）は、法上の責任の所在が不明確であるため、分水等により給水を受けている需要者への安全かつ安定的な水の供給が法的に担保されていない。分水等の関係水道事業者においては、当該需要者に支障を生じさせないことを前提に、分水等の解消に向けて計画的に取り組むことが必要であり、具体的な分水等の解消方策として、次に掲げる事業認可上の対応が考えられる。

- ①分水等を行う水道事業者における水道用水供給事業の創設
- ②分水等を行う水道事業者における給水区域の拡張
- ③分水等の関係水道事業者における事業統合

また、このほかに分水等を受ける水道事業者から分水等を行う水道事業者への第三者委託による対応も考えられる。事案によって、地理的条件や水道事業の形態等が異なるため、分水等に係る諸般の状況等を勘案した上で、関係者間で十分調整・協議し、各事案に応じた最適な方策を検討する必要がある。

（参考：第三者委託制度を活用し、変更認可を伴わずに対応した事例（図 1-5 参照））

同一の水道用水供給事業者から受水する水道事業者 A から水道事業者 B の給水区域への給水について、法上の水源等の整理や責任の所在を明確にした上で、法第 24 条の 3 に規定する第三者委託制度により、法上の責任とともに事業者 B から事業者 A に委託する。

- ①事業者Aに第三者委託する場合、事業者Bの所有水源は取水地点の変更には該当しない
(この例では事業者A、Bともに同一の水道用水供給事業からの供給であるため)
- ②水道事業者Aの水道施設を含む、水道用水供給事業からの受水点から給水対象までの水道施設を、水道事業者Bとの共同管理とすること等により水道事業者Bの管理に属するものとする
- ③事業者Bの水を配水する業務を、法上の責任とともに、事業者Aに第三者委託する(なお、当該需要者の給水装置の管理は第三者委託には含まない)

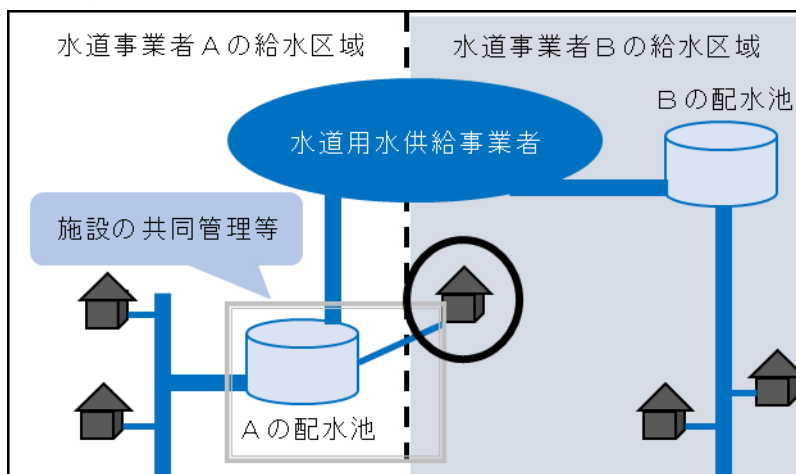


図1-5 第三者委託制度の活用により分水等を解消した事例(イメージ)

1-7 認可の取消し

水道事業者等は、当該地域において事業経営の認可を受けた事業者として、給水を開始する義務がある。認可を受けた事業者が、長期間にわたって工事に着手せず、工事を完了せず、又は給水を開始しないと、住民生活に与える支障は極めて大きい。そのため、厚生労働大臣は、認可を受けた水道事業者等が、正当な理由なく、認可申請書に添付した事業計画書又は工事設計書に記載した予定年月日の経過後一年以上以内に工事に着手せず、工事を完了せず、又は給水を開始しないときは、認可を取り消すことができるものとしている。この場合の、「正当な理由」としては、災害、社会経済状況の変動、関連する許認可の遅延等が考えられる。

また、都道府県が処理する事務については、「5 都道府県が処理する事務」を参照すること。

[法第35条]

2 事業認可に係る審査上の基本事項

提出書類は、表 2-1 及び表 2-2 による。

2-1 申請書（様式 16、17）

様式 16 に申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）並びに水道事務所の所在地を記載し、提出すること。変更認可を要しない軽微な変更の届出は、様式 17 を使用すること。（申請者は、申請書の記載事項に変更を生じた時は、速やかに、その旨を厚生労働大臣等に届出なければならない。）

[水道事業：法第 7 条第 2 項]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 2 項]

2-2 事業計画書

様式 1～様式 4 を使用し、記載に当たっては各様式の注意事項に留意すること。

[水道事業：法第 7 条第 1 項、第 4 項]

[用水供給事業：法第 27 条第 1 項、第 4 項]

2-2-1 給水区域、給水人口及び給水量（水道用水供給事業にあつては、給水対象及び給水量）（様式 1）

給水区域は、原則として、字名、町名等で記載されていること。給水区域の拡張の変更認可又は届出を伴う場合は、拡張区域が明示されていること。水道用水供給事業においては、給水対象となる水道事業者を記載すること。

給水人口及び給水量は、既認可時点、現時点（実績）及び今回申請のものを記載すること。

計画目標年次（年度）は、給水人口や給水量の見通しがある程度確実に設定し得る程度の期間であり、かつ、財政計画、工事計画等が適切に作成し得る程度の期間として定めること。

水道用水供給事業においては、給水対象となる給水量の記載が必要であり、給水対象となる水道事業者の給水量の算出根拠を添付すること。

[水道事業：法第 7 条第 4 項第 1 号]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 4 項第 1 号]

2-2-2 水道施設の概要（自由様式）

水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力及び概要等並びにフロー図を、既認可時点と今回申請に分け、水系ごとに貯水施設、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設（配水管路除く）の概要が記載されていること。

[水道事業：法第 7 条第 4 項第 2 号]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 4 項第 2 号]

2-2-3 給水開始の予定年月日（自由様式）

給水区域内の需要者に対する給水開始の予定年月日が明示されていること。

給水区域を幾つかの区域に分けて段階的に給水を開始しようとする場合や水道施設を部分的に稼働させ給水を開始する場合には、一部給水開始や部分的な稼働開始による給水開始の予定年月日とともに、給水区域の全域の給水開始や水道施設等を全部稼働させ給水を開始する予定年月日が明示されていること。

[水道事業：法第7条第4項第3号]

[水道用水供給事業：法第27条第4項第3号]

2-2-4 工事費の予定総額及びその予定財源（様式2）

ここでいう工事費とは、水道の布設工事等に要する費用、ダム等の負担金又は分担金、工事に係る用地費及び補償費並びに事務費等、今回申請の認可（届出）に係る事業の実施に要する費用をいう。計画目標年次（年度）に至るまでの年度ごとに工種別の工事費及び財源が明示されていること。

[水道事業：法第7条第4項第4号]

[水道用水供給事業：法第27条第4項第4号]

2-2-5 給水人口及び給水量の算出根拠（自由様式）

給水人口及び給水量は、事業経営の根幹をなすものであるから、その算出根拠は、(1)、(2)に示す水需要予測において設定されたものを添付すること。給水区域が連絡されていないなど、区域別に整備計画等を立てる必要がある場合には、区域別に推計すること。

(1) 給水人口の算出

給水人口は、当該地域の社会的条件を基礎として、合理的に設定した常住人口に給水普及率を乗じて定めること。その際の給水人口は、当該事業計画期間内で最大となる給水人口を包含する適切な値とする。

常住人口の推定は、通常、地方公共団体が策定する基本構想等や水道基盤強化計画と整合していることが望ましいが、基本構想等や水道基盤強化計画の計画値が事業計画上不相当と考えられる場合には、別途推定を行うこと。

(2) 給水量の算出

【水道事業の場合】

給水量は、用途別の実績給水量を踏まえて推計を行う（実績給水量を用途別に把握できない事業者にあつては、これによらず算出しても差し支えない）。その際の給水量は、当該事業計画期間内で最大となる一日最大給水量を包含する適切な値とする。

【水道用水供給事業の場合】

給水量は、供給する水道事業者ごとに算出した給水量を基に、各水道事業者の自己水源充当量を勘案して算出するものとする。その際の給水量は、当該事業計画期間内で最大となる一日最大給水量を包含する適切な値とする。

(3) 水需要予測の簡素化

同種作業の重複を避けるため、下記の4項目全てを満足し、過去に厚生労働省が確認した水需要予測を利用しても支障がないと認められる場合に限り、事業認可又は届出における水需要予測を簡素化することができる（給水区域の拡張に係る事業変更を除く）。

- ① 今回の申請年度が直近に行った需要予測の事業認可、届出又は国庫補助金交付に係る事業評価（以下、「確認等」という。）における計画目標年次（年度）を超えていない。
- ② 前回の需要予測の確認等において今回申請年度の10年度以内の実績値を用いて水需要予測を実施している。
- ③ 前回の需要予測の確認等から給水能力の変更を伴う施設整備がない。
- ④ 交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画に係る状況が前回の認可から変化がない、従前の水需要予測と現状の実績に乖離が見られないなど前回の確認等から水道事業を取り巻く社会経済状況に変化がない。

また、給水区域の拡張に係る事業変更については、原則として水需要予測を行う必要があるが、下記の3項目全てを満たす場合には、認可又は届出に係る水需要予測を簡素化することができる。

- (i) 既存の給水区域が現行の手引きに規定する水需要予測の簡素化の4項目（上記①～④）に適合している。
- (ii) 変更認可申請又は届出時の拡張給水区域の給水人口が100人以下である。
- (iii) 拡張給水区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画がない。

なお、「簡素化」とは、前回の確認等の水需要予測の結果を用いることをいい、事業計画書内には前回の確認等の水需要予測を添付すること。併せて、上記の各項目が確認できる資料及び前回の水需要予測の結果と実績値の乖離がわかる資料（乖離表）を添付すること。

また、これらの条件に該当する場合であっても改めて水需要予測を行うことを妨げるものではない。

[水道事業：法第7条第4項第5号]

2-2-6 経常収支の概算（様式3）

収益的収支及び資本的収支が、計画目標年次（年度）に至るまでの年度ごとに記載されていること。また、資本欠損等が見込まれる場合には、併せて補償財源及び補償方法を示すほ

か、剰余金、内部留保金の取り扱い等についても明らかにすること。なお、収支の積算根拠は、科目ごとに明らかにされていなければならない。様式3は、地方公営企業法施行規則で定める損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の各様式をもって代えることができることとする。

なお、水道事業者等は、10年以上を基準とした合理的な期間について水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならない（法第22条の4、規則第17条の4）。認可等に関する申請においても、当該収支の見通しの作成・公表を参考にし、合理的な期間について経常収支の概算を作成することが考えられる。

[水道事業：法第7条第4項第6号]

[水道用水供給事業：法第27条第4項第5号]

2-2-7 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件（自由様式）

供給規程として定めなければならない供給条件は、具体的には法第14条第2項の規定により、①料金、②水道事業者の責任に関する事項、③需要者の責任に関する事項、④給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法、⑤貯水槽水道に関わる事項（地方公共団体の場合は条例の形式で定められる）であって、この写しが添付されていること。

[水道事業：法第7条第4項第7号]

2-2-8 その他厚生労働省令で定める事項

今回申請に該当する項目のみ記載することとし、各項目において、前項までに記載している場合は、省略する旨を記載すること。

（1）工事費の算出根拠（自由様式）

工事費総括書、本工事費内訳書が、記載されていること。また、「2-4-4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」に示す工事費の予定総額の根拠となるものであること。なお、一位代価表等は、提出を要しない。

（2）借入金の償還方法（自由様式）

償還金の額が最大となる時期を含む一定期間について、償還金の元金及び利息の合計額が、年度ごとに明らかにされていること。

（3）料金の算出根拠（様式4）

水道事業においては、計画目標年次（年度）までの給水原価が算出されるとともに、この期間の水道料金設定の考え方とその算出根拠が明示されていること。

様式4については、本様式に因りがたい場合には、別途作成しても差し支えない。

(4) 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法（自由様式）

水道事業においては、供給規程で示された給水装置工事の費用の負担区分とその額の算出方法について記載されていること。

なお、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させようとする場合において、給水装置工事費の費用の負担区分及びその額に変更がないときは、記載を省略しても差し支えない。

[水道事業：法第7条第4項第8号、規則第2条各号]

[水道用水供給事業：法第27条第4項第6号、規則第50条]

2-3 工事設計書

様式5～15の様式を使用し、記載に当たっては、各様式の注意事項に留意すること。

[水道事業：法第7条第1項、第5項]

[水道用水供給事業：法第27条第1項、第5項]

2-3-1 一日最大給水量及び一日平均給水量（様式5、6、7、8）

「2-2-5 給水人口及び給水量の算出根拠」を基に、計画目標年次（年度）まで、年度ごとに記載（グラフ含む）されていること。水道用水供給事業においては、給水対象となる水道事業者ごとに、水道用水供給事業からの給水量（水道事業者にとっては受水量）を記載すること。工事を伴う場合は工事施工期間を明示すること。

[水道事業：法第7条第5項第1号]

[水道用水供給事業：法第27条第5項第1号]

2-3-2 水源の種別及び取水地点（様式9）

既認可時点、現時点（現況）、今回申請の計画目標年次（年度）に分けて水源の種別及び取水地点が記載されていること。なお、水源の種別の区分は、「1-3-1 変更認可について（5）水源の種別の変更」に掲げる区分とし、取水地点は、地番、地先名を記載すること。併せて表流水、伏流水にあつては水利権の許可年月日、許可番号、地下水にあつては井戸深度、計画取水量、深層地下水の場合は第一不透水層深度等も含めて記載するものとする。

[水道事業：法第7条第5項第2号]

[水道用水供給事業：法第27条第5項第2号]

2-3-3 水源の水量の概算及び水質試験の結果（様式10、11）

水源の水量の概算は、様式10に計画目標年次（年度）までの年度ごとの一日最大取水量と「2-3-2 水源の種別及び取水地点」に記載した水源ごとの取水可能量及び計画取水量が記載されていること。計画取水量については「2-4-4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類」を踏まえて適切に策定されたものであること。期別で変動するものに

あつては、期別ごとに記載されていること。

水質試験の結果は、様式 11 に水源において水質が最も悪化していると考えられる時期、すなわち、降雨、降雪、洪水、渇水時等においても水質基準に適合する水を供給するようにしなければならないので、この時期を含んで過去 1 年以内に行った原水の全項目試験結果（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromोजikロロメタン、ブromoホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味は省略可。）及び必要に応じて実施したその他の項目の水質試験結果が記載されていること。本試験における水質基準項目の試験方法については、検査方法告示に準じて行うこと。

また、指標菌の試験結果とともに、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある水源についてはクリプトスポリジウム等の試験結果についても記載されていること。

なお、河川水、湖沼水、ダム水、伏流水、地下水、湧水等の新設水源にあつては少なくとも 4 半期ごとの水質試験結果が添付され、必要に応じて水源水質の将来予測結果が添付されていること。

様式 11 については、本様式に因りがたい場合には、別途作成しても差し支えない。

[水道事業：法第 7 条第 5 項第 3 号]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 5 項第 3 号]

2-3-4 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造（様式 12、13）

様式 12 に水道施設のうち貯水施設及び浄水施設について、既認可、現状、今回申請に分けてその設置場所、標高、水位（変動する場合にあつては、高水位及び低水位）、規模（容量、寸法等）及び構造（形状、材質、型式等）が記載されていること。

様式 13 に導水施設、送水施設、配水施設の管路について、口径ごとに構造（形状、材質等）を記載すること。配水池及び排水処理施設については、規模等（容量、寸法等）が記載されていること。

[水道事業：法第 7 条第 5 項第 4 号]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 5 項第 4 号]

2-3-5 浄水方法（様式 14）

浄水方法について、既認可、現況、今回申請に分けて、浄水場ごとに浄水方法及び現況施設における水質上の課題が記載されていること。オゾン処理、生物処理、紫外線処理を行う場合、又は規則第 7 条の 2 第 2 号に掲げられていない施設を利用する場合には、実験データ、処理の安全性・確実性・経済性及び維持管理計画等が明らかにされている根拠を添付すること。

また、新設・変更の場合は、その浄水方法を選定した理由を添付すること。

[水道事業：法第 7 条第 5 項第 5 号]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 5 項第 5 号]

2-3-6 配水管における最大静水圧及び最小動水圧（様式 15）

浄水場の系統（配水区域）ごとに配水管から給水管に分岐する箇所における最大静水圧及び最小動水圧が記載されていること。あわせて、少なくとも、給水区域内で最大静水圧となる箇所と最小動水圧となる箇所について記載されていること。なお、最小動水圧が 150 キロパスカルを下回る場合、最大静水圧が 740 キロパスカルを上回る場合は、給水に支障がないことを示すこと。

さらに消火栓使用時においては、配水管内で最小動水圧となる値及びその箇所についても記載し、正圧に保たれていることを示すこと。

[水道事業：法第 7 条第 5 項第 6 号]

2-3-7 工事の着手及び完了の予定年月日（自由様式）

水道施設の工事の着手予定年月日及び完了予定年月日が記載されていること。なお、工事がない場合は「該当なし」で差し支えない。

また、工事区域を幾つかの区域に分けて段階的に工事が完了する場合には、それぞれの区域に対する工事完了の予定年月日を明示すること。

[水道事業：法第 7 条第 5 項第 7 号]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 5 項第 6 号]

2-3-8 その他厚生労働省令で定める事項（自由様式）

変更認可又は届出の場合は、新設、増設及び改造される水道施設並びに当該新設等により従前の計算の結果に変更を生じる水道施設に関して記載されていること。

（1）主要な水理計算

配水系統ごとの水位、水圧、水量等に関する計算が記載され、各施設の計画諸元がまとめられていること。

記載すべき水道施設は、取水堰、取水門、取水塔、取水管きょ、ダム、原水調整池、凝集池、沈殿池、ろ過池、高度浄水施設、配水池、配水塔、ポンプ設備、管きょ（導水、送水、配水幹線及び主要施設の連絡管きょを含む。）とする。

（2）主要な構造計算

水道施設の水圧、土圧、地震力その他の主要な荷重に対する強度、安定性等の計算が記載され、各施設の計画諸元がまとめられていること。

記載すべき水道施設は、ダム及び取水堰（水道専用の場合のみ）、取水門、取水塔、原水調整池、凝集池、沈殿池、ろ過池、高度浄水施設、浄水池等主要な浄水施設、配水池、配水塔及び高架タンクとする。

[水道事業：法第 7 条第 5 項第 8 号、規則第 4 条各号]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 5 項第 7 号、規則第 51 条第 3 項]

2-4 その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む）（自由様式）

記載に当たっては各様式の注意事項に留意すること。

[水道事業：法第 7 条第 1 項]

[水道用水供給事業：法第 27 条第 1 項]

2-4-1 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業等の経営を必要とする理由を記載した書類

地方公共団体以外の者が認可の申請若しくは届出を行う場合は、当該事業経営の必要性について簡潔に記載されていること。

[水道事業：規則第 1 条の 2 第 1 項第 1 号]

[水道用水供給事業：規則第 49 条第 1 項第 1 号]

2-4-2 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業等の経営に関する意思決定を証する書類

地方公共団体以外の法人又は組合が認可の申請若しくは届出を行う場合は、総会等の水道布設決議書、布設予算決議書等の意思決定を証する書類を添付すること。

[水道事業：規則第 1 条の 2 第 1 項第 2 号]

[水道用水供給事業：規則第 49 条第 1 項第 2 号]

2-4-3 市町村以外の者である場合は、法第 6 条第 2 項の同意を得た旨を証する書類

市町村以外の者には、法人、組合のみならず都道府県及び一部事務組合等も含まれ、これらの者が水道事業等を経営する場合は、法第 6 条第 2 項の規定により、当該市町村の同意が必要である。

なお、市町村の同意について、当該市町村が水道布設を議会の議決事項として指定したとき（地方自治法第 96 条第 2 項）又は水道事業を經營しようとする者が地方公共団体であって水道布設が公の施設の区域外設置に該当するとき（地方自治法第 244 条の 3）は、議会の議決を経ることが必要であるが、それ以外の場合にあっても、議会の議決を経ることが望ましい。

[水道事業：規則第 1 条の 2 第 1 項第 3 号]

2-4-4 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

既設の水源を含む全ての水源について、取水の確実性が証せられていること。

(1) 既設水源

水源ごとの過去 5 年程度の年度ごとの 1 日平均取水量と 1 日最大取水量の実績値が記載

されていること。

河川法等に基づく水利使用許可や関係団体との協定等が必要なものにあつては、最新の許可書や協定書等の写しが添付されていること。浅層地下水及び深層地下水を水源としており、条例等による地下水採取規制のある場合には、条例等の写しが添付されていること。取水実績の最大値が計画取水量を大幅に下回る場合等、取水実績のみでは、取水の確実性を証することが出来ないと判断される場合には、(2)に示す新設水源に準じたものであること。

他の水道から供給を受ける場合は、供給者との協定書等の写しが添付されていること。

なお、規則第7条の2第3号又は規則第51条の4第3号に該当する届出の場合は、流入する河川の状況が確認可能な平面図等、原水の水質が大きく変わるおそれがないことが確認できる資料を提出すること。

(2) 新設水源

ア. 河川水等を水源とする場合

河川管理者の水利使用許可の必要なものにあつては、原則として、許可書の写しが添付されていないならばならないが、水利使用許可申請中のものについては、水利使用の許可権者に申請書が受理されたことを証する書類をもって、許可書に代えることが出来るものとする。

また、ダムの建設等により開発される河川水を水源とする場合は、当該水源の基本計画・基本協定等公式に定められた書類をもって、取水の確実性を証するものとする事が出来るが、当該水道事業による給水開始がこれら事業の完了に先行するものであつて暫定水利権が必要となるものについては、暫定水利使用の見通しが明らかにされていること。

農業用水、工業用水等の転用に当たっては、当事者間の同意が得られているとともに、河川管理者及び関係行政機関との調整が図られていること。

水利使用許可が不要なものにあつては、当該水源に係る関係者間の調整が図られているとともに、その取水量は、渇水期における水量測定の結果から、十分な安全性が見込まれていること。(湧水の場合も、これに準じる。)また、関係者間の調整が図られたことが確認できる協定書等が添付されていること。

イ. 浅層地下水及び深層地下水を水源とする場合

取水可能量が、試験井等における揚水試験、群井試験等の結果、又は取水予定地点付近にあつて取水予定の滞水層と同一の滞水層を水源とする既設井の取水実績等に基づき、十分な安全性を見込んで決定されており、それらが確認できる資料が添付されていること

ウ. その他

湧水、海水等を水源とする場合は、取水の可能性についての調査結果が添付されていること。他の水道から供給を受ける場合は、計画目標年次(年度)までの年度ごとの受水量が明

らかにされており、供給者との協定書等の写しが添付されていること。

(3) 予備水源の取扱い

ライフラインの確保の観点から予備水源を保有することは望ましいことであるが、予備水源は認可水源の水量不足等の事態に対処しようとするものであり、その使用は、原則として、地震、渇水、水質事故等事業計画上考慮しえない事象の発生時にのみ一時的に行われるものである。したがって予備水源の保有については、認可の審査対象とは見なされない。ただし、恒常的に使用していると判断できる予備水源については、常時水源として認可の審査対象とする。

なお、予備水源の保有については、認可の申請時などに予備水源の運用状況、水質管理や施設の維持管理について確認し、位置づけについて整理すること。

[水道事業：規則第1条の2第1項第4号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第3号]

2-4-5 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約

地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款、寄付行為又は規約によって、法人等の目的、内部組織等に関する定めが示されていなければならない。

[水道事業：規則第1条の2第1項第5号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第4号]

2-4-6 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

他の水道事業の廃止を伴う場合は、廃止許可書又は廃止届出書の写しが添付されること。区域内に専用水道が設置されている場合は、給水人口、給水量、水源及び今後の上水道への統合の可能性等がまとめられていること。また、給水区域を明らかにする地図には、水道事業、専用水道の給水区域、及び新たに認可の申請又は届出を行う区域を区分して、「2-4-7 水道施設の位置を明らかにする地図」に示すところにより表わされていること。

なお、図面は原則として、「2-4-7 水道施設の位置を明らかにする地図」と共に一枚の図面であること。図面に関する一般的注意事項は、昭和37年2月2日付環水第6号水道課長通知「水道の布設工事の監督の強化と事業認可の申請等について」（改正：平成10年5月1日付衛水第32号）によることとし、次項目以降、同様とする。

[水道事業：規則第1条の2第1項第6号]

2-4-7 水道施設の位置を明らかにする地図

行政区域、給水区域、行政区域内にある他の水道の位置、水源・導水・浄水・送水施設、配水池及び配水本管が、一枚の地図に記入されていること。一枚に記載すると縮尺が小さく

なりすぎる場合は複数枚として差し支えない。なお、変更認可の申請又は届出を行う場合は新旧の色分けがなされていること。(既設施設／黒色、新設施設／赤色)

なお、水道施設には主要な計画諸元が付記されるとともに、計画給水区域等の色分けは次によったものであること。

行政区域 茶色

既認可給水区域・給水対象 青色

新設・拡張区域 赤色

簡易水道の給水区域 緑色

専用水道の位置 黄色

[水道事業：規則第1条の2第1項第7号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第5号]

2-4-8 水源の周辺の概況を明らかにする地図

汚水処理施設、廃棄物処理施設、畜産関係施設等、水源に影響を与えるおそれのある施設について、地図上で明記されていること。

また、湖沼においては、窒素及びりんによる富栄養化が問題になっている水源もあるので、必要に応じて、生活排水等の流入状況についても明記してあること。

なお、地図の縮尺は1/1,000～1/10,000であることが望ましい。

[水道事業：規則第1条の2第1項第8号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第6号]

2-4-9 主要な水道施設（「2-4-10 導水管きょ、送水管及び主要な配水管（水道事業に限る。）の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図」に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

所要の図面は、主要な水道施設の主要な寸法、構造のわかるものであること。ただし、主要な水道施設とは、「2-3-8 その他厚生労働省令で定める事項(2) 主要な構造計算」に掲げられたものとする。

また、図面の縮尺は次のとおりであることが望ましい。

(1) 取水場、浄水場、配水場等の一般平面図

1/500～1/1,000

(2) 主要な水道施設の水位高低図

縦1/100 又は1/200 横任意

(3) 主要な水道施設の一般図

1/100～1/500

(4) 主要な水道施設の構造詳細図

1/10～1/100

なお、変更認可の申請又は届出を行う場合は、新設、増設又は改造される施設及び譲り受ける施設（他の水道事業等の全部を譲り受ける場合を除く）の図面を添付すれば足りる。

[水道事業：規則第1条の2第1項第9号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第7号]

2-4-10 導水管きょ、送水管及び主要な配水管（水道事業に限る。）の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

平面図には測点符号、管種、管径、延長のほか、制水弁、消火栓、河川・軌道横断、中継ポンプ場等の位置が明示されていること。

縦断面図には、このほか測点区間距離、管中心、地盤高、静水位、動水位が記載されていること。

また、図面の縮尺は、平面図 1/1,000～1/10,000、縦断面図 縦 1/200～1/400、横 1/1,000～1/5,000 であることが望ましい。

なお、変更認可の申請又は届出を行う場合は、新設、増設又は改造される施設及び譲り受ける施設（他の水道事業等の全部を譲り受ける場合を除く）の図面を添付すれば足りる。

[水道事業：規則第1条の2第1項第10号]

[水道用水供給事業：規則第49条第1項第8号]

2-5 水道台帳の提出について

水道台帳は、認可を受けるか、もしくは届出を提出した後、速やかに紙面で2部提出をお願いする。併せて、CD又はDVDによる電子媒体での提出をお願いする。

その際のファイル名は、「県番号-台帳番号事業体名(例:00-000〇〇水道事業)」とする。

認可等申請時に作成した資料については、次のとおり水道台帳に転載できるものとする。

表2-3 様式の水道台帳への転載

様式番号	水道台帳番号	内容
1の一部	2	給水区域
5、6	3	一日最大給水量及び一日平均給水量
7	4	一日最大給水量及び一日平均給水量（グラフ）
14の一部	5	浄水施設の概要フロー図
9	6-1、6-2	水源の種別及び取水地点
12	7-1、7-2	水道施設の位置、規模及び構造
13	8	水道施設の位置、規模及び構造
10	9の一部	水源の水量の概算
2	10	工事費の予定総額及びその予定財源
3	11	経常収支の概算
10	12、13	水質試験の結果

3 休止又は廃止の許可に際しての留意事項

3-1 許可基準

水道事業等の全部又は一部の休止又は廃止の許可の基準は、規則第8条の4に規定されているところであり、公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ許可をしてはならないとされている。

「公共の利益が阻害されるおそれがない」とは、次に掲げる要件が考えられる。

- ①休止又は廃止する給水区域において給水契約がない（需要者が存在しない）こと
- ②他の手段による水の確保が可能であること

なお、「他の手段による水の確保が可能であること」については、新たな水の確保の方法、衛生対策並びに負担するべき事項及びその額等を提示した上で、休止又は廃止しようとする区域における給水契約の相手方全員に対して同意を得ることが必要である。

- ③休止又は廃止する給水区域において他の水道事業による給水が行われること
- ④水道用水供給事業にあっては、休止又は廃止する給水対象である水道事業者の合意が得られていること（当該水道事業者へ他の水道用水供給事業者からの給水が行われる場合を含む）

[規則第8条の4]

3-2 休止又は廃止の許可

給水を開始した後において水道事業等を全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする者は、法第11条第1項（水道用水供給事業は法第31条において準用する。以下同じ。）の規定により、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

水道事業において給水を開始した給水区域を縮小することは、変更認可でなく事業の一部を廃止することに該当する。なお、「給水の開始」とは、給水区域のうち一部でも給水を開始している場合も含まれ、区域一体を「給水を開始した区域」として、当該区域のうち末端の配水管が未整備の区域を縮小することも該当する。

給水区域は、認可を受ける際に水道事業者が当該地域における水系、地形等の自然的条件や人口、土地利用等の社会的条件、水道水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備状況等を勘案して合理的な範囲として設定したものであることから、当該給水区域を縮小する場合も、現在の地域の状況や将来の需要等の見通しを踏まえた上で、合理的に区域を設定すること。

水道用水供給事業において一部の水道事業者を給水対象から外すことは、事業の一部を廃止することに該当する。ただし、給水対象である水道事業者が給水対象でない水道事業者に事業の全部を譲り渡すときであって、当該水道用水供給事業の認可給水量に変更がない場合は、許可を要しない。

なお、事業の全部を他の水道事業等を行う水道事業者等に譲り渡すことに伴う廃止にあ

っては、許可ではなく届出で足りることとしており、詳細は「3-2-1 事業の全部譲り渡しに伴う廃止の取扱い」を参照すること。

[法第11条第1項、第3項]

給水人口が5千人を超える水道事業を営む地方公共団体以外の水道事業者にあつては、法第11条第2項及び水道法施行令（以下「令」という。）第4条の規定により、許可の申請に当たり、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならない。また、給水人口が5千人以下の水道事業を営む地方公共団体以外の水道事業者においても、水道事業の休止又は廃止は、その区域の市町村の判断に対して一定の影響を与えるものであることから、許可の申請に当たっては、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその区域に含む市町村と十分に相談すること。

[法第11条第2項、令第4条]

水道事業等を全部又は一部を廃止しようとする場合として、次に掲げる区分が考えられる。区分毎に提出書類が異なることから、「4-3 公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」を参照すること。

- 他の水道事業による給水が行われることに伴う事業の一部廃止
 - ※「4-3 公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」の区分③
- 他の水道事業等を行う水道事業者等に事業の全部を譲り渡すことに伴う廃止
 - ※「3-2-1 事業の全部譲り渡しに伴う廃止の取扱い」
- 上記以外の場合の事業の一部または全部の休止又は廃止
 - ※「4-3 公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類」の区分①、②、④

3-2-1 事業の全部譲り渡しに伴う廃止の取扱い

法第11条第1項ただし書の規定により、給水を開始した後において事業の全部を他の水道事業等を行う水道事業者等に譲り渡すことに伴って事業を廃止しようとする場合は、許可を必要とせず、届出で足りる。ただし、事業の全部譲り渡しに伴う廃止であっても、当該事業を譲り受ける者が新たに創設認可を受ける場合は、「他の水道事業等を行う水道事業者等に譲り渡す」に該当しないことから、許可を受けなければならない。

4 休止又は廃止の許可に係る審査上の基本事項

4-1 申請書(様式 18、19)

次の事項が記載されていること。

- ①申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- ②水道事務所の所在地
[規則第8条の3第2項]

4-2 休廃止計画書

次の事項が記載されていること。

- ①休止又は廃止する給水区域(水道用水供給事業においては休止又は廃止する給水対象)
原則として、字名、町名等で記載されていること。
- ②休止又は廃止の予定年月日
休止又は廃止する区域における給水の休止又は廃止の予定年月日が明示されていること。
- ③休止又は廃止する理由
休止又は廃止する理由が簡潔に記載されていること。
- ④事業を休止する場合の給水再開の予定年月日
給水再開の予定年月日が明示されていること。なお、給水を再開する際には、法第20条第1項及び規則第15条第2項の規定により、臨時の水質検査を行う必要がある。
- ⑤水道事業の一部を廃止する場合の当該廃止後の給水区域、給水人口及び給水量(水道用水供給事業においては給水対象及び給水量)
廃止後の当該水道事業の給水区域、給水人口及び給水量(水道用水供給事業においては給水対象及び給水量)が記載されていること。なお、許可を受けた場合には、認可の範囲は廃止計画書に記載された廃止後の給水区域、給水人口及び給水量(水道用水供給事業にあっては給水対象及び給水量)の内容に修正されたものとなる。
- ⑥水道事業の一部を廃止する場合の当該廃止後の給水人口、給水量の算出根拠(水道用水供給事業においては給水量の算出根拠)
廃止後の給水人口、給水量の算出根拠(水道用水供給事業においては給水量の算出根拠)が記載されていること。
算出に当たっては、当該一部廃止に係る給水区域内の給水人口、給水量を差し引いた値を、一部廃止後の給水人口、給水量とすることで差し支えない。また、同種作業の重複を避ける観点から、「2-2-5 給水人口及び給水量の算出根拠 (3) 水需要予測の簡素化」に準じて、過去に厚生労働省が確認した水需要予測を利用しても支障がないと認められる場合に限り、前回の確認等の水需要予測により給水人口、給水量を算出することができる。この場合、休廃止計画書には前回の確認等の水需要予測を添付すること。

また、上記に該当する場合であっても、改めて一部廃止後の給水区域における水需要予測を行うことを妨げるものではない。

[規則第8条の3第3項]

4-3 公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類

図4-1のフローに従って、該当する書類を添付すること。

当該休止又は廃止によって公共の利益が阻害されるおそれがないことが認められる根拠となるものであること。

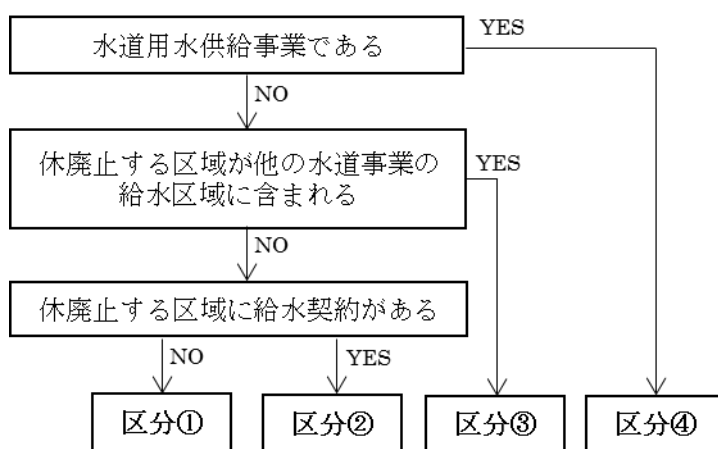


図4-1 水道事業等を全部又は一部を廃止しようとする場合の区分フロー

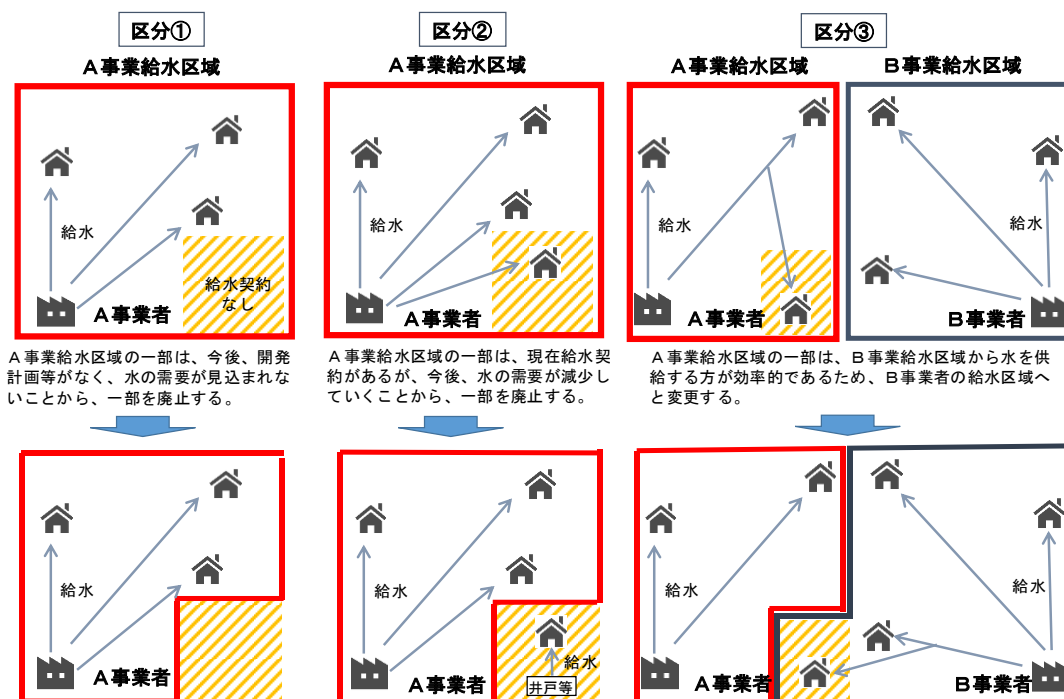


図4-2 水道事業等を全部又は一部を廃止しようとする場合の区分

表 4-1 各区分の「公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類

区分①	休止又は廃止しようとする区域において給水契約がないことを示す書類
区分②	他の手段による水の確保が確認できる書類 休止又は廃止しようとする区域の給水契約の相手方全員の同意が得られていることを示す書類
区分③	休止又は廃止しようとする区域を新たに給水区域に含むことを示す水道事業の認可又は届出に関する書類（申請中の場合は申請書類）
区分④	休止又は廃止しようとする給水対象の水道事業者の合意が得られていることを示す書類

区分①：休止又は廃止しようとする区域において給水契約がないことを示す書類

休止又は廃止しようとする区域において給水契約がないことを示す書類を技術管理者等による給水契約がないことを証明する確認書とともに添付すること。休止又は廃止しようとする区域内に給水契約がないことを証明する書類として、配水支管及び給水装置の位置が記載された管網図や地域の給水契約一覧等が示されていること。

区分②：1) 他の手段による水の確保が確認できる書類

水道事業の休止又は廃止後の他の手段の概要（手段の内容や関連する施設の情報、当該手段における衛生確保対策及び水源の水質試験の結果）を確認できる書類を添付すること。

衛生確保対策については、飲用井戸等衛生対策要領（最終改正平成 26 年 3 月 31 日健発 0331 第 30 号厚生省生活衛生局長通知）等に基づき実施するものであること。ただし、都道府県、市町村又は特別区において、既に条例、要綱等の定めるところに従って飲用井戸等の衛生確保対策が十分に行われている場合には、飲用井戸等衛生対策要領によらず、その条例、要綱等に従って衛生確保対策が確認できる書類でも差し支えない。

区分②：2) 休止又は廃止しようとする区域の給水契約の相手方全員の同意が得られていることを示す書類

休止又は廃止しようとする区域内の給水契約がある者に対して、現在の供給規定に定められた内容と、休止又は廃止した後の他の手段による水の確保条件を提示した上で、同意が得られていることが確認できる書類を添付すること。

提示内容は、次に掲げる事項等が考えられる。

- (1) 他の手段の内容
- (2) 他の手段により水を長期に亘り確保するために必要な料金
- (3) 他の手段により水を長期に亘り確保するための設備に関して、負担すべき費用

- (4) 上記(2)及び(3)に掲げるもののほか、給水契約がある者が負担すべきものがあるときは、その事項及び費用
- (5) (2)～(4)に示した費用の支払い方法
- (6) 他の手段による水の使用量の計測方法
- (7) 他の手段により確保する水の水質に関する事項
- (8) 災害、水質事故時の非常時における他の手段の危機管理に関する事項

区分③：他の水道事業による当該区域を対象とした給水区域拡張の認可又は届出についての協議書類の写し

認可申請書又は届出書の写し又は、協議したことを示す書類を添付すること。

休止又は廃止の許可後、当該区域が専用水道に該当する場合は、法第32条に規定する事項について都道府県等の確認を受けること。また、簡易専用水道に該当する場合は、法の規定により適正な管理を行うこと。

区分④：休止又は廃止しようとする給水対象の水道事業者の合意が得られていることを示す書類

給水対象である水道事業者の合意が得られていることを示す書類を添付すること。

加えて、廃止後に当該水道事業者が他の水道用水供給事業者から新たに受水を開始する場合、または、他の水道用水供給事業者からの受水量を増量する場合は、他の水道用水供給事業者による当該水道事業者に関する給水対象の増加等の認可申請書又は届出書の写し又は、協議したことを示す書類を添付すること。

[規則第8条の3第1項第1号]

4-4 休止又は廃止する区域を明らかにする地図

「2-4-7 水道施設の位置を明らかにする地図」に準じて作成すること。

休廃止する区域の色分けは紫色とする。

[規則第8条の3第1項第2号]

4-5 市町村に協議したことを示す書類

申請者が地方公共団体以外の水道事業者であつて、かつ給水人口が5千人を超えるものである場合は、当該申請に係る給水区域をその区域を含む市町村に協議したことを示す書類を添付すること。また、給水人口が5千人以下の水道事業を営する地方公共団体以外の水道事業者においても、当該申請に係る給水区域をその区域を含む市町村との相談したことを示す書類を添付すること。

[規則第8条の3第1項第3号]

5 都道府県が処理する事務

法第 46 条、令第 14 条、第 15 条、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「道州制法」という。）第 7 条、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（以下「道州制法施行令」という。）の規定により、都道府県が処理する事務は次のとおりである。

5-1 令第 14 条に係る都道府県が処理する事務

次に掲げる条件を満たす水道事業者等の認可、届出、認可の取消し及び休止又は廃止の許可に関する事務については、都道府県知事が行う。

【水道事業】

- 特定水源水道事業（河川の流水を水源とする水道事業又は河川の流水を水源とする水道用水供給事業からの供給を受ける水道事業（水源のいずれか一つでも該当する場合を含む））ではない水道事業。
- 給水人口が 5 万人以下※である水道事業。

※北海道においては、給水人口 250 万人以下。

なお、水需要予測の結果及び事業統合により、計画給水人口が 5 万人を超えた場合は厚生労働大臣による認可となり、人口減少等により計画給水人口が 5 万人以下となる場合は都道府県知事の認可となることに留意すること。

【水道用水供給事業】

- 1 日最大給水量が 25,000m³ 以下※である水道用水供給事業。

※北海道においては、1 日最大給水量が 1,250,000m³ 以下。

上記に該当しない水道事業等（政令指定都市を除く）であっても、「1-3 変更認可」に示す水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であって、当該変更に必要な工事費の総額が一億円以下であるものに係る変更認可（「1-3-1 変更認可を要しない軽微な変更の取扱い」は含まない）については、都道府県知事が行う。

また、政令指定都市については、地方自治法施行令第 174 条の 41 によって、「1-3 変更認可」に示す水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であって、当該変更に必要な工事費の総額が一億円以下であるものに係る変更認可（「1-3-1 変更認可を要しない軽微な変更の取扱い」は含まない）を要しない。

[水道事業：法第 46 条、令第 14 条、道州制法第 7 条、道州制法施行令第 2 条、地方自治法第 252 条の 19 第 2 項、地方自治法施行令第 174 条の 41]

[水道用水供給事業：第 46 条、令第 14 条、道州制法第 7 条、道州制法施行令第 2 条]

5-2 令第15条に係る都道府県が処理する事務

令第15条によって、「厚生労働大臣が、水道事業等に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し、特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして指定する都道府県」(以下「指定都道府県」という。)においては、以下に該当する事業であって、給水区域(水道用水供給事業にあつては、当該水道用水供給事業から受水する水道事業の給水区域)の全部が都道府県の区域に含まれる事業(水道用水供給事業にあつては、特定給水区域水道事業(給水区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる水道事業をいう。)を經營する者に対してのみその用水を供給する者。)についての認可、届出及び許可の事務を行う。

【水道事業※】

次のいずれかの条件を満たす水道事業。

- 河川区域の全部が当該都道府県の区域に含まれる河川(以下「特定河川」という。)以外の河川の流水を水源としない水道事業
- 水道用水供給事業からの受水だけを水源とする水道事業

【水道用水供給事業※】

- 特定河川以外の河川の流水を水源としない水道用水供給事業

※都道府県が經營する事業を除く。

